

秋田市本庁舎広告付き自治体案内板および 動画広告放映機器設置・運営事業仕様書

1 募集内容等について

(1) 事業の目的および趣旨

秋田市（以下「市」という。）では、庁舎の有効活用と市民や来庁者に向けた広報活動の一環として、秋田市本庁舎（以下「本庁舎」という。）内に広告付き自治体案内板（以下「案内板」という。）および動画広告放映機器（以下「放映機器」という。）の設置および運営を行うため、市が定める貸付条件のもと、安定した運営および質の高い情報発信が可能な運営事業者を公募型指名競争入札により選定するものである。

(2) 事業の概要

案内板および放映機器の設置および運営は、市が本庁舎の一部を貸付け、運営事業者が設置、運営等に係る一切の費用を負担し事業を行うものとする。

(3) 物件の概要

所 在	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市本庁舎 1階の一部および3階の一部
貸 付 面 積	案内板 : 0.50m ² (1階北側出入口) 放映機器 : 0.80m ² 2か所 (1階および3階西側エレベーターホール)
使 用 用 途	案内板および放映機器の設置・運営
来 庁 者 数 (令和6年)	ア 来庁者数（本庁舎） 約1,001千人／年 ※勤務職員約1,500人を含む。 イ 中央市民サービスセンター利用者数 利用団体数 8,403団体 利用者数 84,710人

2 契約に関する条件

(1) 契約方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付けによる契約を締結する。落札した運営事業者は、市と賃貸借契約書の締結を行う。

(2) 契約（貸付）期間

ア 契約期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。この期間には、案内板および放映機器の設置に伴う工事、据付調整、また撤去に伴う原状復旧に要する期間を含むものとする。

イ 契約満了にあたり、1回に限り5年間の契約更新をすることができる。なお、契約満了の6か月前までに市に対し、契約更新の有無について通知しなければならない。

(3) 貸付料

貸付料は、年額1,002,000円（税抜き）以上とし、入札書に記載した額に100分の10に相当する額を加算した金額とする。その貸付料は、市が発行する納入通知書により年度毎の指定期日までに支払うものとし、その支払義務は、貸付契約締結の日以降から発生するものとする。

なお、貸付料の改定は原則として行わない。ただし、貸付物件の価格の著しい変動その他正当な理由があるときは、市との協議により、改定をすることができる。

また、納付された貸付料等は返還しない。ただし、市の責めに帰すべき理由で、市政情報および広告等を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。

(4) 経費の負担

案内板および放映機器の設置および撤去に要する工事費、使用した電気料、通信費、維持管理費、修繕費、その他運営に係る一切の費用は、事業者の負担とする。また、事業者が負担する経費のうち市へ納入する経費については、市が発行する納入通知書により、その指定する期日までに納入すること。

(5) 禁止事項

運営事業者は、貸付物件を案内板又は放映機器の設置・運営事業以外の用途に供してはならない。

(6) 契約の解除

市は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合においては、運営事業者に損害又は損失が生じても、市は、その賠償又は補償の責めを負わない。

ア 運営事業者が契約条項に違反したとき。

イ 運営事業者が応募資格の詐称その他不正な手段により契約を締結したとき。

ウ 貸付料の支払の有無にかかわらず、休業状態が1か月間継続しているとき。

エ 運営事業者の責めに帰する理由により本庁舎の利用に不適当な事情が発生したとき。

(7) 原状回復および返還

運営事業者は、契約を解除したとき又は契約期間が満了となったときは、自己の費用で貸付物件を原状に回復し、市が指定する期日までに返還しなければならない。ただし、市が特に承認したときは、この限りでない。また、当該運営事業者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復のための処置を行い、その費用を当該運営事業者に請求することができる。この場合においては、当該運営事業者は、何ら異議を申し立てることができないものとする。

(8) 損害賠償

運営事業者が貸付物件の使用に当たり、市又は第三者に損害を与えたときは、全て当該運営事業者の責任でその損害を賠償しなければならない。

また、運営事業者がその責めに帰する理由により、貸付物件の全部又は一部を滅失し又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額を市に支払わなければならない。ただし、当該運営事業者が自己の費用で貸付物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

(9) 有益費等の請求権の放棄

運営事業者は、貸付物件に投じた改良等のための有益費および修繕費等一切の費用を市に請求することはできない。

(10) 遅延損害金

運営事業者が指定期日までに貸付料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、貸付料に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息率で計算した額に相当する遅延損害金を加算して納めなければならない。

(11) 定期報告

運営事業者は、毎年度終了後、速やかに前年度の事業報告書を作成し、市に提出すること。この定期報告以外にも、市が収支等の報告を求めた場合は、運営事業者はその求めに応じること。特にクレーム対応の経緯等については、発生後速やかに市に報告すること。

(12) 実地調査等

市は、貸付物件を隨時調査し、又は運営事業者に所定の報告を求め、その使用等に関し指示することができるものとする。

(13) 秘密の保持

ア 運営事業者は、本業務において知り得た情報を第三者に対して漏らしてはならない。

イ 運営事業者は、本業務で得た全ての資料および情報を市の了解を得ずに他の目的に使用してはならない。

(14) その他

案内板および放映機器の運営に当たっては、関係法令、秋田県条例および秋田市の関係条例等を遵守すること。

3 案内板および放映機器の設置・運営に関する条件

(1) 稼働日および稼働時間

稼働日および稼働時間は、本庁舎開庁日（次のアからウに掲げる日を除く日）の午前9時から午後5時までとする。また、稼働日および稼働時間は、市との協議により変更することができる。

- ア 土曜日および日曜日
- イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ウ 年末年始（12月29日から1月3日まで）

（2）業務内容

【秋田市】

- ア 本事業の統括に関すること。
- イ 放映する市政情報、自治体案内および広告の審査に関すること。
- ウ 市政情報（ビデオ映像、写真データを含む。）の提供（市からのお知らせ、イベント情報等）

【運営事業者】

- ア 機器一式の設置および運営に関すること。
- イ 画面構成に関すること。
- ウ 放映する市政情報の原稿作成に関すること。
- エ 掲出する広告の広告主募集および広告制作に関すること。
- オ 広告等のクレーム対応に関すること。
- カ 機器一式の定期的な維持管理および事故、障害発生時の対応に関すること。
- キ 契約の解除および契約期間満了後、機器一式を撤去し原状回復すること。
- ク 貸付料等を納付すること。
- ケ 本仕様書を満たすこと。

（3）運営について

- ア 案内板の地図情報、広告内容等および動画広告での放映内容、タイムスケジュール等を含んだ使用計画を市と協議の上策定し、提出すること。また、地図情報については、1年に1回以上の更新および張替えを行うこと。
- イ 見やすい配色、大きな文字等の構成に配慮すること。
- ウ アクセスログの取得など、情報漏えい対策を十分にとること。
- エ 機器の転倒防止等万一事故が発生した場合は、運営事業者の責任において対応すること。

オ 合理的な理由により、機器の移動等の必要が発生した場合は、運営事業者は市の指示に従わなくてはならない。なお、当該指示に従うことにより生じる費用は、運営事業者が負担すること。

(4) 設置工事

運営事業者は、自らの責任と負担において、案内板および放映機器の運営に必要な機器の設置工事を行うものとする。当該工事については、本仕様書を基に、事前に市と設計および施工上の協議をし、確認を受けた後に着工しなければならない。

市は、工事終了後に確認を行い、この確認をもって設置工事が完了したものとする。

(5) 案内板又は放映機器の改修および修繕等

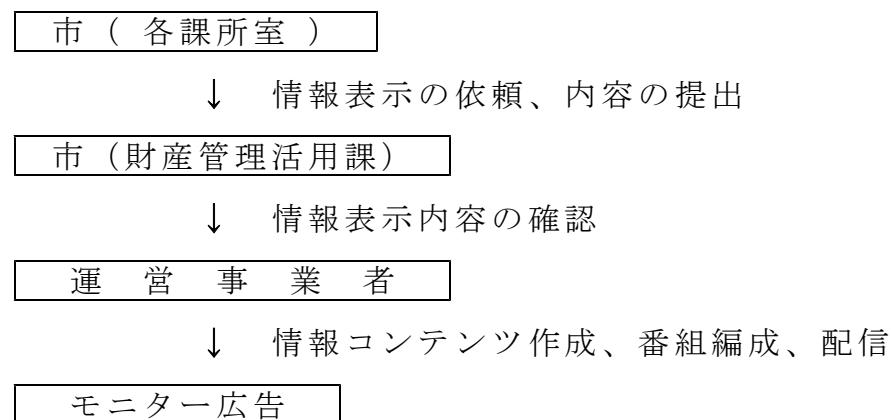
運営事業者は、案内板もしくは放映機器の改修工事、修繕等を行うとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に市の承認を得ること。

(6) 動画広告で放映する市政情報について

ア 放映枠の中で、全体の4分の1以上の時間を市政情報の発信に充てること。

イ 放映する市政情報および広告は、常に最新のものとし、情報提供については簡易な手法（メール等）により受付すること。

ウ 市から提供した市政情報の表示内容については、各課所室の審査を受けたものとすること。なお、市政情報の運営については、概ね下図のとおりとする。



(7) 広告等について

- ア 広告等の募集、制作は運営事業者が行うこと。
- イ 広告主の選定および広告内容等は「秋田市広告掲載要綱」および「秋田市広告掲載基準」に定めるところによる。
- ウ 広告主は地域事業者を中心とし、常に最新のものとすること。
- エ 掲出する広告等については、市の事前審査および承認を得た後に掲載又は放映すること。また市は、審査により広告内容の修正あるいは広告主の変更を求めることができる。このことにより生じた作業にかかる経費は運営事業者の負担とする。
- オ 広告等に対する著作権、特許権その他第三者の権利を侵害しないこと。このことにより、問題等が生じた場合は、運営事業者が一切の責任を負うこと。
- カ 放映機器については、動画、スライドショーなど画像が動く表示も可とする。
- キ 運営事業者は、広告映像と市政情報をあわせて放映できる状態に編集すること（市政情報は、市から提供した素材をもとに編集すること。）。
- ク 動画広告については、放映枠数、回転数、管理等は協議の上で決定すること。

(8) 広告等の審査について

- ア 広告の内容およびデザインは、秋田市広告掲載要綱、秋田市広告掲載基準を遵守すること。
- イ 放映する広告について、運営事業者が外部機関等において、広告内容を審査できる体制が整えられていること。
- ウ 広告の掲載にあたっては、内容審査を行うための期間を考慮し、市がその都度定める期限までに広告物の出力見本を提出すること。
- エ 広告物の出力見本の提出後、市が内容審査を行う。この場合において、市は必要に応じて修正等の措置を求めることができる。このことにより生じた作業にかかる経費は運営事業者の負担とする。

(9) 広告内容の責任について

ア 広告内容等に関する一切の責任は運営事業者が負うものとし、市は一切の責任および負担を負わない。

イ 運営事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、および広告内容等に関わる財産権のすべてについて合理的な権利処理が完了していることを保証すること。

ウ 市に対して第三者から広告に関連して損害請求があった場合は、運営事業者の責任および負担において解決するものとし、市は一切の責任および負担を負わないものとする。

(10) 保守について

運営事業者の負担において、以下の体制を確保すること。

ア 機器の不具合、故障等に速やかに対応できる体制を確保すること。

イ 設備の状態を良好に保つため、定期的な点検を行うこと。

ウ 市からの問合せ等に対し、円滑に応答できる体制を確保すること。

(11) 機器の仕様

【案内板】

ア 案内板本体

(ア) 縦（高さ）2,300mm×横（幅）2,400mm×厚さ200mm程度の大きさで作成すること。

(イ) 照明の光源は、省エネ・環境に配慮すること。また、市が状況に応じて電源の入切および調光できるものであること。

(ウ) 自治体案内枠および広告枠で構成すること。

(エ) 庁舎施設に負担の少ない方法で固定し、地震等の際の転倒に対する防止策を十分講ずること。なお、万一事故等が発生した場合は、事業者の責任において対応すること。

(オ) 全ての機器が鋭利な突起等の無い、安全に配慮した形状であること。また、案内板本体は市が指定した場所でかつ来庁者の通行を妨げない位置に設置すること。

(カ) 床面、壁面等への工事や配線を伴う場合は、市と十分な打合せのうえ行うこと。また、工事の詳細なスケジュールは市と協議のうえ決定すること。

(キ) 周囲と調和のとれた色合い・デザインとすること。また、配線等についても、庁舎の景観および安全を損なわない方法とすること。

(ク) 音声を発する機材の設置は認めない。

(ケ) 案内板下部等に市が示す各市民サービスセンターのアクセスマップを掲載すること。

イ　自治体案内枠

(ア) 自治体案内には、本市が指定する情報をわかりやすく表示すること。

(イ) 色覚障がい者に配慮した配色等でデザインすること。

ウ　広告枠

(ア) 広告枠の部分には広告主の広告を表示し、写真・名称・電話番号等について表示することができる。

(イ) 本体内に収まる大きさで作成し、一枠が極端に大きくならないようにすること。

(ウ) 非接触ＩＣカード付きの携帯電話による地域情報を取得できる機能を持つこと。

【放映機器】

ア　映像画面が55インチ程度のものを、市が指定する場所に各1台ずつ設置すること。また、来庁者に見やすい位置に配置されるよう、専用のラック等に固定すること。

イ　モニター電源は、電源の開閉をタイマー等により自動制御することができるものとし、スタンドアローン（単体稼働）方式で稼働できるものとすること。

ウ　放映内容の変更は、携帯電話等の無線通信手段又はメモリーカード等による直接入力により実施すること。また、これらの機器は、専用ラックに収納すること。

エ　市の要望に応じて電源の入切および調光できること。

オ　音声を使用する場合は、業務に支障の無い音量で放映できるよう調整できること。

- カ 地震等の転倒に対する防止策を十分講ずること。
- キ 全ての機器が鋭利な突起等の無い、安全に配慮した形状であること。また、モニターは市が指定した場所でかつ来庁者の通行を妨げない位置に設置すること。
- ク 床面、壁面等への工事や配線を伴う場合は、市と十分な打合わせのうえ行うこと。また、工事の詳細なスケジュールは市と協議のうえ決定すること。
- ケ その他の仕様については、協議の上で決定すること。

(12) その他

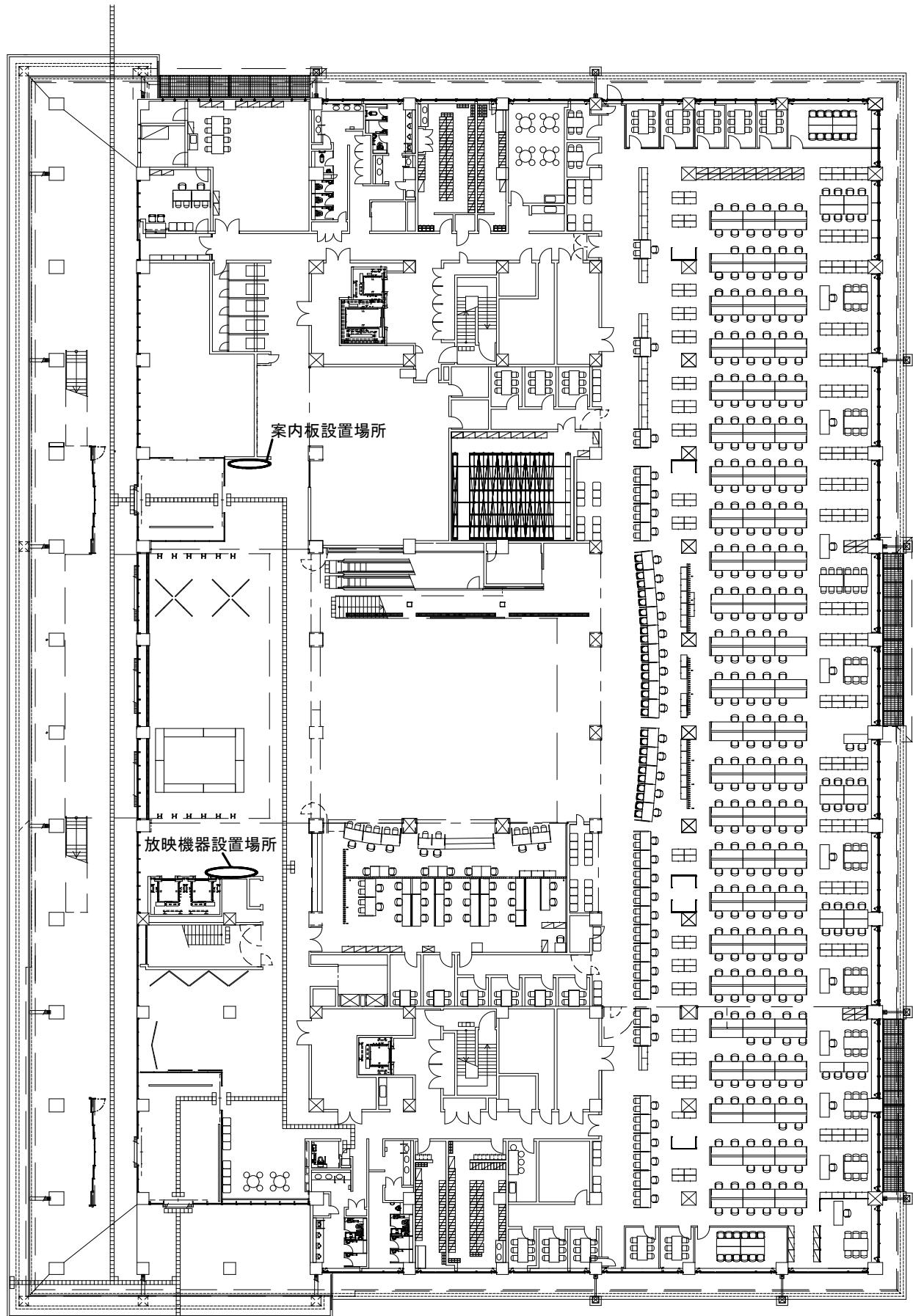
- ア 受変電設備の法定点検を実施する場合は、全館一斉停電を行うため、市と調整の上協力すること。
- イ 案内板および放映機器の安全管理には十分注意すること。
- ウ 運営事業者に対して、市が庁舎管理上必要な事項を通知した場合は、その事項を遵守すること。
- エ 破損、汚損や放映内容等の変更および広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行うこと。
- オ 動画広告での広告掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、民間事業者等の広告欄であることを注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要な事項についても注記すること。
- カ 運営事業者は、広告主の募集および決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、その他広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務を行うこと。
- キ 市は、広告主又は広告内容が要綱等の基準を満たさなくなったとき、その他広告掲載することが適当でないと認める事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示することができる。
- ク 広告物の内容等に疑義が生じた場合は、市と十分に協議を行うこと。
- ケ 市は、運営事業者の責めに帰する理由により庁舎の利用に不適当な事情が発生した場合は、契約を解除することができる。この場合

において、運営事業者は機器一式を撤去し、かつ、設置前の原状に回復しなければならない。なお、既に納付済みの貸付料および電気料は返還しない。

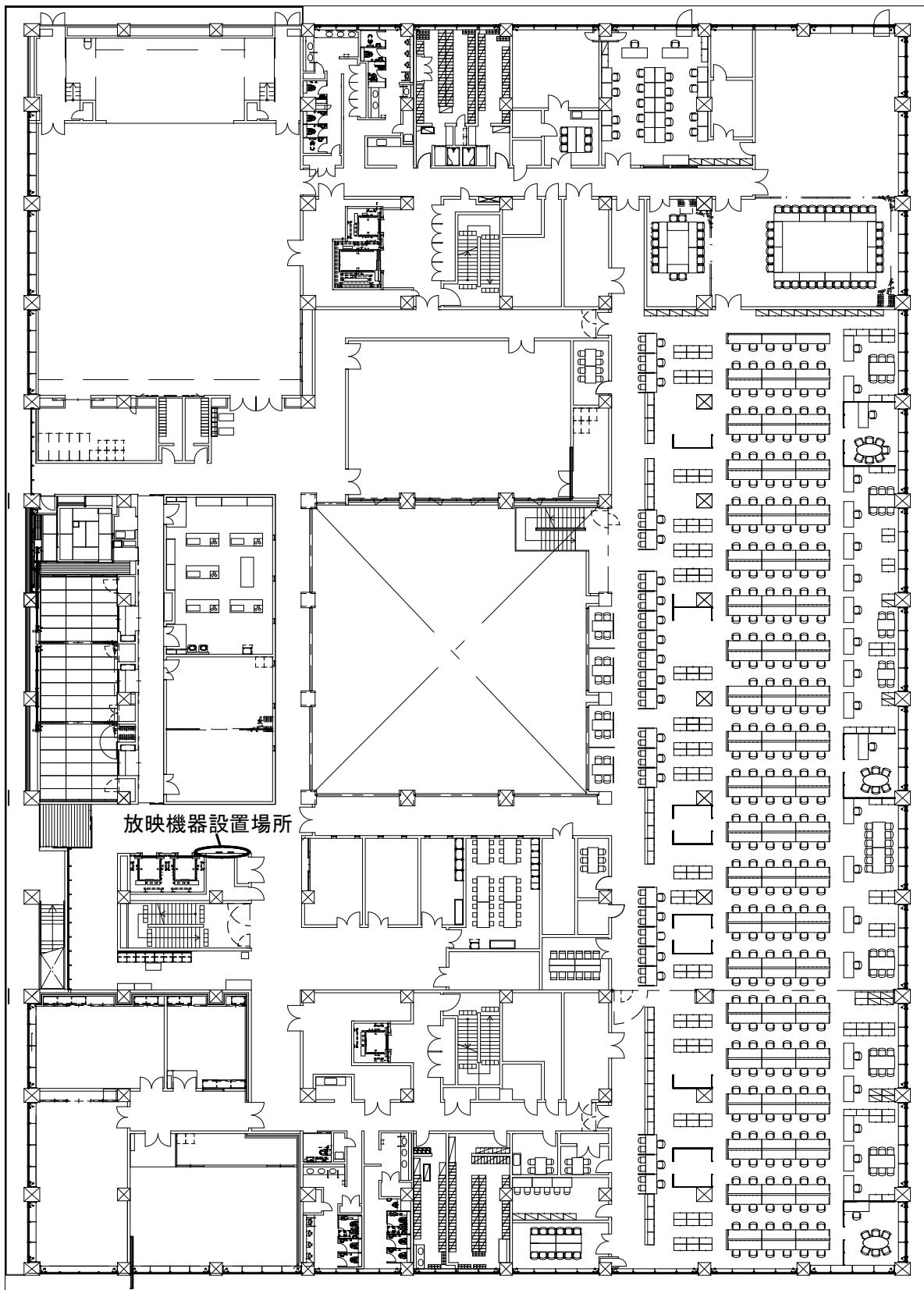
コ 契約期間内であっても、 序舎のレイアウト変更および組織機構見直しあるいは社会情勢等により、設置場所の変更や広告掲示の全部又は一部を中止することがある。

4 疑義等の取扱い

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市と運営事業者とで協議して決定する。



秋田市山王一丁目1番1号 秋田市本庁舎 1階



秋田市山王一丁目1番1号 秋田市本庁舎 3階